

平成23年6月27日

## 名古屋港における地震・津波への対策基準について

名古屋港長

名古屋港における地震・津波への対策基準を以下のとおり定める。

### 1 勧告の区分等

名古屋港において港長が発令する港則法第37条第4項に基づく勧告の区分は、第一警戒体制及び第二警戒体制とし、その措置すべき対応基準を別表1に示す。

なお、地震・津波に関する情報を入手した関係団体等は、警戒体制の発令を待たずして、速やかに別表2による措置を講じること。

また、警戒体制の解除については、地震津波に関する情報が解除された時期を原則とし、別途伝達する。

### 2 地震津波に関する情報解除時の対応

係留施設の管理者にあつては、係留施設の安全を確認すること。なお、船舶等の着岸係留に支障を認められた場合には、関係官公庁に連絡すること。

### 3 情報伝達

港内在泊船舶等に対する情報の伝達は、別表3「地震津波情報等伝達系統」のとおりとする。

### 4 退避海域等

#### (1) 退避海域

港内在泊船舶は、港外の水深が深く十分広い海域で航路筋から離れた海域に退避すること。

#### (2) 港外退避順序

準備を完了した船舶からの退避を原則とするが、津波来襲までに時間的余裕があり退避順序を整理する必要がある場合には、二次災害の危険度等を考慮して、危険物を積載している船舶、運転の不自由な船舶、その他の船舶（大型船

から小型船)の順とする。

(3) 退避完了後の措置

避泊船舶は、無線電話、船舶電話等により関係機関との通信連絡体制を確保すること。

5 管制信号の運用

名古屋港における台風来襲時における運用と同一である。

6 緊急措置

津波到達までに時間的余裕がなく港外退避措置が取れない場合は、岸壁係留中の船舶にあっては、係留索の増し取りによる係留強化を行うなどの可能な限りの保安対策を講じると共に、名古屋港長に対し係留施設名及び船名、船種、総トン数並びに積荷の種類、概略数量を連絡すること。

また、錨泊中の船舶であって揚錨作業中に津波の来襲を受ける可能性がある場合には、走錨に備え機関を始動しておくこと。

7 その他

地震・津波来襲に備え名古屋港長が必要と認めるときは、港則法第37条第3項に基づく命令を発することがある。

# 別表1

## 勧告の区分と対策内容等

勧告の区分	地震津波に関する情報	対策内容等	
第一警戒体制	津波注意報	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避の準備をすること。</li> <li>2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。</li> </ol>	
	東海地震注意情報	<ol style="list-style-type: none"> <li>3 筏は、貯木場への収容準備又は流出防止の準備をすること。</li> <li>4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際VHF16チャンネルを常時聴取すること。</li> <li>・レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。</li> <li>・関連情報及び気象海象状況に留意すること。</li> </ul> </li> </ol>	
第二警戒体制	津波警報 大津波警報	津波来襲までの時間的余裕がある場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在泊船は、荷役を中止し、港外へ退避すること。</li> <li>2 工事作業船は、工事作業を中止し、港外へ退避又は流出の防止を図ること。</li> <li>3 筏は、貯木場へ収容すること。</li> <li>4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際VHF16チャンネルを常時聴取すること。</li> <li>・レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。</li> <li>・関連情報及び気象海象状況に留意すること。</li> </ul> </li> </ol>
		津波来襲までの時間的余裕がない場合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 在泊船は、荷役を中止し、港外退避又は係留強化等の措置を講じること。</li> <li>2 工事作業船は、工事作業を中止し、流出の防止を図ること。</li> <li>3 筏は、流出の防止を図ること。</li> </ol>
	東海地震予知情報	<ol style="list-style-type: none"> <li>4 設備を備える全ての船舶は、次の事項を遵守すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際VHF16チャンネルを常時聴取すること。</li> <li>・レーダー及びAISにより自船の錨泊位置を監視すること。</li> <li>・関連情報及び気象海象状況に留意すること。</li> </ul> </li> </ol>	

## 別 表 2

### 地震津波に対する船舶等の対応表

#### ( 1 ) 津波警報・注意報 ( 伊勢・三河湾 )

地震津波に関する情報	津波来襲までの時間的余裕の有無	船 舶 等 の 対 応		
		港内在泊船	工事作業船	いかだ
津波注意報		<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷役中止</li> <li>・原則港外退避準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事作業中止</li> <li>・港外退避又は流出防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯木場へ収容又は流出防止</li> </ul>
津波警報	有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷役中止</li> <li>・港外退避</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事作業中止</li> <li>・港外退避又は流出防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯木場へ収容</li> </ul>
大津波警報	無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷役中止</li> <li>・原則港外退避</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事作業中止</li> <li>・港外退避又は流出防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出防止</li> </ul>

#### ( 2 ) 東海地震に関連する情報

地震津波に関する情報	船 舶 等 の 対 応		
	港内在泊船	工事作業船	いかだ
東海地震注意情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷役中止</li> <li>・港外退避準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事作業中止</li> <li>・港外退避又は流出防止準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貯木場への収容準備又は流出防止準備</li> </ul>
東海地震予知情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷役中止</li> <li>・原則港外退避</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事作業中止</li> <li>・港外退避又は流出防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流出防止</li> </ul>

# 別 表 3

## 名古屋港在泊船舶に対する情報提供系統

